

一電気事業会計について

(一) 平成20年度の発電実績について

通告に従いまして、道営電気事業会計及び工業用水道事業会計について、順次質問してまいります。

まず、電気事業会計についてであります。

電気事業は、電力自由化などの規制緩和の進展や、国や道における官民の役割分担の見直しによる行政改革の推進など、電気事業を取り巻く社会経済情勢が変化する中で、昨年、「電気事業のあり方検討委員会の提言」に沿って、譲渡の基本方針を定め、民間譲渡に向けて取り組んでいるようでありますので、それらを踏まえたうえで、順次質問して参ります。

最初に、平成19年度決算においては、降雨の減少や発電の停止により発電電力量が前年度より減少し、設備利用率も低下したとのことでありましたが、20年度決算の発電状況はどうであったのか伺います。

答弁者 企業局発電課 中西 由一 課長

平成20年度の発電状況についてであります。平成20年度の発電実績は、約2億4,963万キロワットアワーとなり、前年度に比べ5.8%増加したものの、例年に比べ融雪による出水の期簡が短く、夏場、渇水となりましたことから北海道電力との契約の基本となる基準電力量の2億8,488万キロワットアワーに対しては12.4%下回る結果となりました。

また、発電施設の稼働状況を示す設備利用率につきましては、平成20年度実績は40.6%であり、前年度の38.3%に比べ、2.3ポイント増加しております。

(二) 平成20年度の決算状況について

平成20年度の決算状況について伺います。

平成20年度も、平成19年度に引き続き、渇水などの影響により、発電電力量が基準電力量を下回ったとのことであり、もちろん、電力料収入も減ったということだと思いますが、20年度決算における経常的収支などの状況及びそれに対する企業局の認識について伺います。

答弁者 企業局発電課 中西 由一 課長

平成20年度の決算状況についてであります。平成20年度については、先ほどご説明申し上げましたとおり基準電力量を12.4%下回りましたが、北海道電力と交わしている契約は、基準電力量の5パーセント増球の範囲内を定額とし、この範囲を超えた場合に調整することとしておりますことから、電力料収入は、当初契約額に対し、3千3百万円の減少の30億2千6百万円となりました。

しかしながら、そのほかの収益として、ダム管理費負担金などを加えた経常収益が30億8千9

百万円となり、経常費用26億2百万円を4億8千7百万円上回ることができましたことから、おおむね健全な経営を維持できたものと考えております。

(三) 経営効率化のこれまでの取り組みについて

経営効率化のこれまでの取り組みについて伺います。

雨が少なかったことから、電力料収入も減少したが、約4億8千万円の経常利益が計上でき、概ね健全な経営を維持できたとのことであります。

しかしながら、電力自由化などの規制緩和により、競争原理の導入が進む経営環境のなかにあつて、公営企業としては、公共性・公益性はもとより、企業の持つ経済性を発揮することが、今日的な事業のあり方として重要であります。

そこで伺いますが、国や地方で行財政改革が進む中、公営企業においても一層の経営効率化の推進や民間的経営手法の導入、中長期的な視点での経営目標の策定が必要であると考えるところですが、企業局においては、それらを踏まえ、平成15年度に経営努力目標値を定めているようでありますので、これまで経営効率化のために、どのような目標をもって取り組んでいるのか。

また、併せて、その実績についても伺います。

答弁者 企業局発電課 中西 由一 課長

これまでの取り組みについてであります。電気事業においては、人件費、修繕費、委託費などを節減対象経費とし、平成14年度決算における11億8千4百万円に対して、平成24年度を目途に1億5千万円を節減するとした、経営努力目標を定めて、これまでに、組織機構の見直しや、アウトソーシングの拡大などの経営の効率化に取り組んでいるところ。

この結果、平成20年度における節減対象経費は、10億7千2百万円であり、平成14年度決算と比べて1億1千2百万円の節減となっております。

(四) 職員数の推移について

職員数の推移について伺います。

平成15年度からの10カ年計画において、1億5,000万円を節減する手段として、組織機構の見直しやアウトソーシングの拡大を図ってきたとのことですが、削減する経費の中には、人件費の削減も含まれているとのことですので、平成20年度までに職員数はどの程度削減したのか伺います。

答弁者 企業局発電課 中西 由一 課長

職員数についてであります。これまでに、3か所あった発電管理事務所を2か所に統合したほか、発電所の運転監視業務や保守点検業務の委託などにより電気事業における職員数につきましては、平成14年度の68名に対して、平成20年度は58名となり、10名の削減を行っております。

(五) 民間譲渡に向けた取り組み状況について

民間譲渡に向けた取り組み状況について伺います。

経営効率化については、着実に取り組んでおり、目標の約75%ということなのですが、電気事業を取り巻く状況といたしましては、平成7年の電気事業法改正に伴う経過措置が今年度末で終了するため、平成22年度以降の電力料金は、電力自由化に伴う市場の価格競争に影響され、今後、経営環境が厳しさを増していくことも予想されますことから、経営効率化に向けて一層の努力が必要と考えます。

次に、民間譲渡に向けた取り組み状況について、いくつか伺います。

昨年の決算特別委員会で、電気事業の譲渡の基本方針に基づき協議先を選定し、速やかに協議を開始すると聞いたところであり、また、協議先を選定し協議を開始したと聞いていますが、協議先とはどのような協議を行っているのか伺います。

答弁者 企業局 永田 吉則 次長

民間譲渡に向けた協議状況についてであります。企業局におきましては、あり方検討委員会の提言を踏まえ、昨年末までに北海道内で水力発電を行っている電源開発株式会社など3社を選定し、本年1月から協議を開始したところであり、これまでに、譲渡に関する合同説明会の開催や現地における施設調査の実施、協議先との個別の協議などを行ってきているところ。

譲渡に向けては、一括譲渡や、一般会計の負担を生じさせないことを基本とし、譲渡する発電施設が安定的に運営されることにより、公共性・公益性の確保や地域経済に配慮した事業運営が継続されるよう検討を進める考え。

(六) 不要機器の処分状況について

次に、民間譲渡に当たっては課題が多くあるとのことだが、その課題をひとつひとつスピード感を持って解決していくことが肝要であると考えます。

そこで、使用を廃止した送電鉄塔やPCB含有機器などの不要機器の処分の進捗状況について伺います。

答弁者 企業局発電課 中西 由一 課長

不要機器の処分の状況についてであります。使用を廃止した送電鉄塔などについては北海道電力と協議の上今年度から着手し、計画的に撤去を進めているところ。

また、高濃度のPCB含有機器については、PCB廃棄物適正処理推進特別措置法により処分が義務付けられていることから、企業局としては、昨年度から処理を進めており、平成24年度には完了する予定となっているところ。

なお、低濃度のPCB含有機器については、国の処理方針が定まっていないことから、国の動向を踏まえ、適切に対処して参りたいと考えている。

(七) 民間譲渡に伴うシューパーロ発電所の取扱いについて

これから、着工するシューパーロ発電所についても譲渡対象施設となっていると聞いておりますが、民間への譲渡に際しては、シューパーロ発電所に関する取扱いが課題となっていたと承知しております。

そこで、シューパーロダム建設に関する基本協定の手続きや建設工事の取扱いなどについて、関係機関とのその後の協議状況がどうなっているのか伺います。

答弁者 企業局発電課 中西 由一 課長

シューパーロ発電所に関連して、であります。現在、譲渡協議先との間で、施設の譲渡希望の時期も含めて、協議を進めているところであります。シューパーロ発電所につきましては、国をはじめ共同事業者とのこれまでの協議から、譲渡先が現行の企業局の役割を継承することも、可能であることを確認しており、今後、シューパーロ発電所の取扱いについては、協議先の意向も踏まえながら、譲渡協議を進めて参りたいと考えております。

(八) 来年度以降の経営見通しについて

電気事業の民間譲渡にあたっては、今までの答弁のほかにも、様々な課題があると考えますので、今後もその解決に向けた精力的な取り組みを強く期待したいと思います。

次に、電気事業の来年度以降の経営見通しについて伺います。

今後、道営電気事業は、電力自由化による影響も予想され、将来的に厳しい経営見通しであると聞いております。現在、民間企業と協議している状況にありますが、譲渡に向けての課題整理に、今しばらくの時間を要するとすれば、企業局にとっては、まずは来年度以降の経営基盤の確保が急務ではないかと考えます。

地に足をつけていなければ、よい結論も出てくるわけがないと私は思います。

そこで、電力の供給先である電力会社とは、どのような協議をしているのか、他県の状況を含め伺います。

答弁者 企業局 畑 秀叔 局長

来年度以降の経営見通しについてであります。企業局においては、平成7年に北海道電力と交わした電力の卸供給に関する契約が、本年度末をもって終了する予定となっており、平成22年度からは、電気事業法上の電力の供給義務がある「みなし卸電気事業者」から、供給義務のない事業者に変わりますが、現在、北海道電力とは、これまでと同様に、事業運営に要する経費に、適正な利潤を加えた、いわゆる「総括原価」で料金を算定する方式による電力供給継続に向けて協議を進めており、平成22年度以降も安定的な経営が図られるよう、努めて参りたいと考えているところであります。

次に、他県の状況について、でございますが、公営電気事業者が電力会社と交わしている電力供給に関する契約は、全国的に、本年度末までに終了することとなっておりますことから、基本的に、電力会社と、総括原価方式による契約の更新に向け協議が行われており、現在、全国の公営電気事業者29団体のうち、15団体は、すでに、総括原価方式による新たな契約を電力会社との間で交わしていると聞いております。

(九) 後の方向性について

来年度以降の電気事業の経営について、現在と変わらず安定的な運営が図られるよう北電との協議をしっかりと行うことは当然のことではありますが、今後の経営環境は厳しいものであることには変わりありません。

このようなことから、電気事業の民間譲渡については、今後も着実に進めていくべきと考えますが、今日の状況を踏まえ、電気事業の今後の方向性について、公営企業管理者の考えを伺います。

答弁者 公営企業管理者 武内 良雄 管理者

電気事業の今後の方向性についてであります。道営電気事業は、近年の社会・経済情勢の変化や、道議会でのご論議、決算認定にあたっての附帯意見、さらには、道の行財政改革の取り組みや電気事業のあり方に関する検討委員会の提言などを踏まえ、民間譲渡に向け、検討を進めてきたところであります。

譲渡に向けては、道の財政状況が極めて厳しい状況にありますことから、一般会計の負担を生じさせないことを基本に、協議先や地元自治体、関係機関の皆様のご意見を伺いながら、企業局が行ってきた公共性・公益性の高い事業運営が引き継がれるよう、調整に努めているところであります。

また、全国の公営電気事業者による経営者会議においても、水力発電所の環境価値に対する議論がされており、今後、国や電力会社と売電単価に環境価値を反映するための協議を行う方向で検討がなされているなど、全国的に、議論が活発化している状況にありますことから、国を始め他県の動きにも十分留意しながら対応していくことが肝要であると考えているところでございます。

このような状況を踏まえ、私といたしましては、譲渡に向け、発電施設は道民の貴重な財産であり、有効に活用されることはもとより、道民の皆様の利益にかなうよう、適切かつ十分な検討を行い、本年度中にある程度の方向性をお示しできるよう、協議先と協議をして参る所存であります。

電気事業の経営状況や民間譲渡への進め方などについて答弁をいただきました。電気事業については、昨年度の決算特別委員会の附帯意見として、「道財政に影響を与えることのないよう、民間譲渡に際しての課題解決に向けた取り組みをさらに進めるとともに、関係機関等との調整を十分に行い、速やかに協議を進めるべきである」との意見が付されているわけでありますから、譲渡の協議はスピード感を持って行うことが重要であります。

来年度以降の安定的な経営を図りながら、道民の財産である発電施設を、高く、早く、売却できるよう、今年度中には民間譲渡について、ある程度の方向性を示すべく、着実に精力的な取り組みを求めるところであります。

二 工業用水道事業会計について

(一) 平成20年度決算の状況及び要因について

次に、工業用水道事業について伺って参ります。

まず、平成20年度決算についてであります。監査委員の審査意見書では、「当年度の純損失が前年度に比べ、約2億5,800万円減少したものの累積欠損金は303億円余りで、依然として多額にのぼっており、厳しい経営状態が続いている」と指摘しています。

そこで、まず、工業用水道事業における平成20年度決算の状況及び要因について伺います。

併せて、石狩工水の赤字決算について、企業局としてどのように受け止めているのか見解を伺います。

答弁者 企業局工業用水道課 中田 由一 課長

20年度決算についてであります。企業局では、現在4地区で工業用水道事業を経営しており、損益計算としては、総収益が20億1千9百万円に対し、総費用は20億3千9百万円となり、差し引き1千9百万円の純損失が生じたところ。

この要因としては、施設整備に係る減価償却費や、企業債の支払利息などの費用が多額となっていること、また、石狩工水において、需要が低迷していることなどがあげられるところ。

なお、平成20年度決算における、石狩工水の純損失は、3億3千3百万円となっており、大変厳しい経営状況であると認識しているところ。

今後とも、さらなる需要開拓や経費の節減などの経営改善に努めて参りたい。

(二) 資金不足比率について

ただ今の答弁によると、石狩工水の赤字が工水事業の経営を厳しくしている主たる要因であることは明らかであり、健全な経営を図るためには、この解消が急務であることが良く分かりました。

次に、資金不足比率について伺いますが、工水事業は決算で純損失が生じていることに加え、先ほども話したとおり、累積欠損金が300億円を超えている状況にあります。

本年度決算から地方公共団体の財政の健全化に関する法律が本格施行され、法に基づく健全化判断比率等のうち、公営企業に適用される資金不足比率は、経営健全化基準20.0%を超えた場合、法に規定する経営健全化計画を定めなければならないこととされておりますが、どのような状況なのか伺います。

答弁者 企業局総務課 成田 恭一 課長

資金不足比率についてであります。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定め

る資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、料金収入と比較して指標化したものであり、この比率が高くなるほど、料金収入による資金不足の解消が難しくなるため、公営企業として経営に問題があるとされているところではありますが、平成20年度決算においては、流動資産が流動負債を上回っていることなどから、資金の不足額が算出されないため、資金不足比率についても、算定されておりません。

この結果、法に定める基準を超えないため、この法律による経営健全化計画を定める必要はありませんが、工水事業は1千9百万円の純損失を計上するなど、厳しい経営状況にありますことから、今後とも、経営の健全化に向けて、より一層の努力をして参りたいと考えております。

(三) 経営健全化計画の状況について

決算上では、短期借入金が発生しておらず、流動負債が少ないことから、資金の不足額は算出されておりませんが、道の「連結実質赤字比率」に連動する重要な指標でありますので、企業局として、今後とも工水事業の経営の安定に向けて取り組んでいくよう求めます。

次に、工業用水道の健全化対策に基づく経営健全化計画の状況について伺います。

工業用水道事業は、苫東地区では二風谷・平取ダムからの撤退、石狩湾新港地域においては事業規模の見直しにより、将来にわたって使用する目途のない未稼働資産を整理するため、平成15年度に国から経営健全化団体の指定を受け、平成18年度から26年度までの9年間で経営の健全化を図ることを目的に計画を策定したうえで、経営改善に取り組んでいるようですが、平成20年度決算を踏まえた経営健全化計画の契約水量や収益的収支は、どのようになっているのか伺います。

答弁者 企業局工業用水道課 中田 由一 課長

健全化計画の状況についてではありますが、経営健全化計画では、20年度の契約水量を4地区全体で、日量240,292トンと予定しておりましたが、20年度決算におきましては、苫東地域に進出したバイオエタノール製造企業が給水開始したことなどにより242,918トンとなり、計画に対して2,626トン上回ったところ。

一方、収益的収支につきましては、計画では20年度の純損失を3億2千3百万円と見込んでいたところでしたが、20年度決算では、契約水量の増加や支払利息の減などによりまして、純損失は1千9百万円になったところである。

(四) 経営の合理化などについて

経営の合理化などについて伺います。

契約水量や純損失は、平成20年度決算時点では計画を達成しているようですが、21年度予算では純損失が2億4,500万円となっており、今年度決算より2億2,500万円悪化している状況にあります。

そこで伺いますが、計画上、単年度収支の黒字化を目指すに当たり、経費の削減も重要な対策として位置づけられていることから、一層の経営の合理化や効率化が必要と考えますが、平成20年度の取り組みと今後の取り組みについて伺います。

答弁者 企業局工業用水道課 中川 進 参事

合理化等への取り組みについて、でございますが、20年度におきましては、工業用水道事業の業務内容を見直すことにより、工業用水道課職員数を16名から2名削減したほか、室蘭工水におきましては、動力費の大幅な縮減を目的として省エネルギー機器の導入に着手したところ。

さらに、21年度以降は、人件費を含めた経費の削減として石狩工水や苫小牧工水において、個々の業務ごとに委託していた従来の形式から、運転管理業務の包括委託を導入し、更なる工水事業運営の効率化を進めようとしているところ。

今後におきましても、工業用水道事業全体にわたり、より効率的な事業運営や経営の合理化に取り組み、経営健全化を着実に推進して参りたい。

(五) 経営評価委員会の取り組みについて

経営の健全化に向けて、更なる人員削減、委託化の拡大などの事務事業の見直しを図り、一層の経営の合理化に取り組むよう求めます。

次に、経営健全化の達成に向けては経費の削減も必要なことではありますが、特に重要なのは需要の開拓であると考えます。

需要開拓の方策の一つとして、企業局においては、民間有識者の構成による経営評価委員会を設置していると聞いていますが、各委員からはどのような意見が寄せられ、それに対して具体的にどのような取り組みを行っているのか伺います。

答弁者 企業局工業用水道課 須藤 正喜 課長

経営評価委員会の取り組みなどについてでございますが経営評価委員会は、工業用水道事業の効率的な執行や経営の健全化を図ることを目的として、平成19年9月、経済団体や金融機関関係者などを構成員として設置したところであり、これまでに6回、開催している。

各委員からは、広報面の充実強化、企業誘致と需要開拓の一体的な営業活動や、受水企業側の視点に立った提案型の営業活動に取り組むことの必要性などについて、貴重なご意見、ご提案をいただいております。

企業局としては、委員からの意見、提言を受け、ホームページの全面リニューアル、受水企業者からの工水の利便性についてのインタビューを掲載した広報誌の発行、工業用水の水質の良さや、上水道料金との比較における優位性をアピールしたリーフレット等の作成、配布などの広報関係の充実を図るとともに工業用水の多目的な利用方法を提案するなどの、営業活動の改善を行ってきているところ。

(六) 需要開拓の取り組みについて

次に、昨年の決算特別委員会において、「石狩湾新港地域工業用水道事業について、関係機関等と連携し、需要の拡大に努め、全力を挙げて経営の改善に取り組むべきである」との附帯意見が付されています。

しかしながら、苫小牧地区のバイオエタノール製造企業進出や室蘭地区で5千トンの増量など明るい話題はあるものの、石狩工水の平成20年度の契約水量は2,933トン、給水能力1万2,000トンの25%程度であり、しかも、この1年間での増加がわずか54トン、料金収入に換算すると100万円程度の増収にしかならず、石狩工水の赤字3億円を解消していくのは非常に厳しい状況にあると言えます。

そこで、今後も経営健全化を円滑に推進し赤字を解消していくためには、新たな発想に立った需要開拓が必要かと考えますが、どのような取り組みを行っているのか伺います。

答弁者 企業局 畑 秀叔 局長

需要開拓の取り組みについてであります。経営健全化の円滑な推進のためには、工水需要の開拓が最も重要な課題であると認識しているところ。

このため、平成18年度より需要開拓促進委員会の中に関係部や石狩開発株式会社を新たに加えるとともに、毎年度、「需要開拓促進年間行動計画」を作成し、この計画に基づき、企業訪問や広報活動を中心とした需要開拓行動を実施してきたところである。

このような中で、新たな取り組みとして、本年度から、企業信用調査機関の高度な企業情報を活用した、需要開拓事業の実施や浄水器メーカーと連携した、食品製造業への提案型の需要開拓などに取り組みはじめており、委員からのご指摘を踏まえ、今後とも工業用水の多目的な活用や企業側のニーズを的確に捉えた新たな発想に基づく営業活動を積極的に展開して参りたい。

(七) 発電事業の民間譲渡後における工水事業のあり方について

局長から様々な取り組みを行う旨の発言をいただきましたが、是非とも、企業局の取り組みが良い結果に結びつくよう期待いたします。

次に、組織体制についてであります。電気事業を民間に譲渡した後の組織のあり方について、昨年の決算特別委員会での我が会派の提案を受け、管理者から工業用水道事業の知事部局への編入も含め検討するとの答弁がありました。

民間譲渡に対する取り組みについては先ほど答弁されていましたが、それらを踏まえ、どのような検討がされているのか伺います。

答弁者 企業局 永田 吉則 次長

組織の検討についてであります。電気事業については、昨年度末までに、電源開発など3社を譲渡協議先として選定し、本年はじめより、現地における施設調査の実施、協議先との個別の協議などを進めている状況にあり、今後、譲渡協議の推移を見極めながら、組織のあり方に関する検討を進めて参りたい。

(八) 経営健全化計画の達成に向けた決意について

これまで、工業用水道事業にかかる経営の合理化や工水需要の開拓などについて、お答えをいただきました。

工業用水道事業の経営については今後も厳しい状況と考えますが、経営健全化計画を着実に推進し工水事業の安定的な運営を図り、平成25年度までに黒字経営を達成することが現時点での最大の目標であります。

そこで、経営健全化計画の目標達成に向けた公営企業管理者の決意について伺います。

答弁者 公営企業管理者 武内 良雄 管理者

経営健全化への取り組みについてであります。工業用水道事業については経営健全化計画に基づき、平成18年度に未稼働資産整理などの一連の処理を終えて、平成19年度から本格的な経営健全化をスタートし、経費の削減や需要開拓に精力的に取り組んできているところ。

このような中で室蘭地区における、鉄鋼関連企業による増量や苫小牧地区におけるバイオエタノール関連企業の本格的な操業など、経営健全化にとって明るい兆しも一部に見えてはいるが、工業用水道事業会計全体では赤字決算が続いており大変厳しい状況にあると認識。

このため、本年4月に公営企業管理者に着任して以来、特に経営評価委員会や需要開拓促進委員会の活動の活性化に力を入れてきたところであり、その中で、企業信用情報機関や浄水器メーカーなどと連携した、新しい取り組みや食品製造業への働きかけの強化などに取り組んでいるほか、工業用水道施設での包括委託の導入により、さらなる経費の削減を予定しているところであり、今後とも、積極的に経営の合理化に努めて参りたい。

工業用水道事業は、地域における企業誘致や産業振興にとって不可欠な産業基盤であり、また、地盤沈下の防止などの国土保全にも大きな役割を果たしていることから、将来においても本道産業の発展のために、良質な工業用水を計画的・安定的に供給し続けることを最大の使命とし、同時に経営の面においても、工業用水道事業会計全体の平成25年度までの単年度収支の黒字化目標を達成できるよう、職員が一丸となりまして、一層の経営健全化に努めて参りたい。

最後になりますが、工水事業の経営の改善のためには、経営健全化計画に沿って取り組みを進めていくことも必要ですが、石狩工水の赤字が約3億円もある以上、その赤字を解消しない限り、根本的な経営改善にはつながらず、将来の公営企業の運営に支障を来し、ひいては道財政への影響も否定できないものであります。

私は、決算特別委員会において工業用水道事業に関し、何点かにわたって質問させていただきましたが、やはり、石狩工水の営業収益を増加させるためには、

企業局の経営努力も当然必要なわけで、先ほどの答弁において工水需要の開拓については、戦略的な営業活動を進めていく旨の発言をいただき、力強い限りであります。企業誘致を所管する経済部が工水需要の発掘に積極的な役割を果たさなければ、公営企業の未来は厳しいものとなります。

このため、電気事業の民間譲渡の推移にもよりますが、昨年、我が会派の委員が提案したとおり、工水需要の拡大を図り、現状の経営状況から脱却するためには、工水事業を知事部局に編入することも選択肢の一つであると考えております。

工業用水は本道経済の発展にとって重要な基盤施設でありますことから、早期の経営改善に向け、ただ今の答弁で「職員が一丸となりまして、一層の経営健全化に努めて参ると言われましたので」武内管理者のリーダーシップに期待することを申し上げて、私の質問を終わります。